

賛成・反対の 意思表示の要旨 (つづき)

今年度財政フレーム上も 破綻が明らかに！

無会派 木村 ^{いさお} 徳 (反対)

冒頭、誠实にご答弁頂いた、あるいはご準備頂いた多くの職員の皆様に感謝申し上げます。

財政フレームを検証すると、毎年度の新規及びレベルアップ事業に対し20億円の予算確保という市の方針を、解釈変更により数字だけを操作し、実質的には22年度で11億7千万円、23年度には9億6千万円しか確保できない前提で編成されたのが、21年度予算である。本予算は翌年度に財政破綻の道を開かせることになる。財政再建もわずか1年で黒字化した大阪府とは逆に2期8年かけて財政を建て直せなかった星野市政では無理であることを証明した。

各課題について、職員人件費の超過勤務手当に関して、毎年10%削減という方針を打ち出しながら、現実には毎年増加し続けている。行革の一環で行われた業務調査で、職員削減が可能という結果が出た市民課さえも超過勤務は増えており、市役所組織の構造的な問題である。

本来は自治体の責任で行うべき仕事は何で、

民間に委ねられる仕事は何で、長年の惰性によって続けてきた仕事は何であるのかを見極めた上での政策判断が必要である。しかし、事務事業の見直し無き職員100人削減が、超過勤務の増加、穴埋めの嘱託職員の増加を生み、歪んだ組織体系となり、市民要望に答えられていない。

国分寺駅北口再開発は事業認可を迎えるが、これは事業を進めるお墨付きを都から付与されるだけであり、財政負担抑制、JR交渉等、市にとっての本当の意味での困難はこれからであり、それらを乗り越えて頂くことを強く求める。

清掃施設に関し、市長が明確な方針を示せず、決断のなさが議会日程を混乱させた。残り3か月半の任期で反省の上、市政運営上の決断を図ることを求める。

副市長を2名にした際、その目的として行政運営のスピード化ということを行っていたが、むしろ停滞を生み出してしまっている。

よって21年度一般会計予算案に反対する。

厳しい経済の中で 市民生活に影響を最小限に

無会派 (新和会) いたう太郎 (賛成)

まず討論させて頂く前に、国の経済動向(平成20年9月・10月・11月・12月)が最大の下落率で公表されたのが平成21年2月16日でした。

そこで今3月は民間企業にとってどういう時

期にあるのか? 上場企業の大きな会社は3月決算をむかえています、資金繰りができなくて現金があわなくて監査法人のOKがおりない。そうすると決算が組めない。このような流れで3月末頃に倒産件数が増加する恐れがあります。銀行の資金が受け入れられるかによって、この4ヶ月がどうなっていくのか2ヶ月後の6月頃公表されるでしょう。ただその頃は今の経済情勢がさらに悪化しているでしょうからこのことを踏まえて考えると、基礎的自治体としてはスピード感をもって、日々の景気の流れとそれに呼応した施策のあり方、つまりどのようにして困窮者をつくらないかが課題だと認識しております。

今後の課題としては基金が減少し、さらに行政運営に柔軟性がなくなる可能性があることや、また民設民営の保育園誘致等が他市と比べて著しく遅れていること。そして私は今回の討論の順番が最後になっておりますが、与野党を超えた多くの議員から個別の事業に対して問題提起がありました。こういったことばを素直に受け止めて、予算執行にあたっては慎重に精査しておこなって頂きたいと思っております。

私は今回の予算委員会の審議を通じて特に感じた事はそれぞれの職責において、自分の胸に手をあてて自分は職責にあたって誠実でいられたか? をお考え頂くことをお願いすると共に、退職される先輩方に感謝と敬意を表して私、新和会の賛成討論といたします。

意見書・決議を可決

第1回定例会では、下記の意見書を可決し、関係機関に送付しました。(文面全文はホームページに掲載しています。内容についてのお問い合わせは調査担当(内581)まで)

意見書第1号

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の存置」を求める意見書

平成21年3月までに東京地方裁判所八王子支部及び家庭裁判所八王子支部が、立川市緑町約1万5,000㎡の敷地に地下1階地上8階建ての新庁舎に移転される予定である。

新庁舎は、これまでの八王子支部庁舎から倍増して横浜地方裁判所本庁に匹敵する規模となり、また裁判員裁判の開始などにより裁判官・書記官ほか職員の人的充実も図られることが期待されている。

立川市に物的的にも拡充される裁判所が設置されるのは、多摩地域住民の司法アクセスの点からも望ましいことであり、いっそう充実した司法サービスを期待したい。

東京多摩地域は、戦後人口の急増により30自治体、407万人の人口をかかえており、人口数で福岡県に次ぎ全国10番目である。また、生活地域であることから、地方裁判所八王子支部・家庭裁判所八王子支部の取扱事件数は全国屈指であり、裁判官・検察官・弁護士不足が指摘されている。

しかし、現在の裁判所支部は、行政事件・簡裁控訴事件が取り扱えず、また、労働審判制度も当面利用できない・地家裁委員会も設置されていないなど、「支部」であるが故の不便、不利益を多摩地域住民は負っている。

市民のための司法改革が進む中、多摩地域住民に対する司法サービスの向上と充実を図ることは、住民代表の集う当議会の責務でもある。

よって、当議会は、

1 多摩地域に、人口数・取扱事件数に対応できる規模の地方裁判所及び家庭裁判所本庁を早期に設置すること。

当面、立川市に移転する裁判所支部を大規模地方裁判所に匹敵する機能及び組織を有するものとする。

2 また、多摩地域には当然複数の裁判所支部があつてしかるべきであり、当面八王子・町田など南多摩地域を中心とするほか、多くの地域住民に利用されている八王子市明神町に裁判所八王子支部(現在の3分の1程度の規模)を残置させること。

を法務省・衆参両院・最高裁判所ほか関係省庁に要望する。

意見書第2号

障害者自立支援法「見直し」

に当たっての意見書

障害者自立支援法が施行されて2年半余が経過した。政府は、今通常国会に障害者自立支援法「改正」案を提出するとしている。

障害者が施設や在宅サービスの利用を断念・抑制せざるを得ないという声もある。また、報酬が大幅に削減されたことが、事業所職員の労働条件悪化につながり、離職者増加による人手不足の深刻化が進んでいる。このままでは、障害者福祉の基盤が崩壊しかねない状態である。

国連の「障害者権利条約」(2008年5月発効)は、すべての障害者に対して同年齢の市民と同じ権利を差別なく保障することをうたってい

る。障害者自立支援法の実態は、政府が批准を予定している条約の趣旨にあわないものになっている。

現行障害者自立支援法の規定に基づく、「見直し」に当たっては、障害者が人間らしく生きる権利を保障する、総合的な法制度の確立が求められている。

よって国分寺市議会は、下記の点についての実現を求めるものである。

記

- 1 現行の「応益負担」制度を見直しすること。
- 2 事業所に対する報酬単価を引き上げ、支払い方式を「日額制」から「月額制」に戻すこと。
- 3 市町村が実施する地域生活支援事業への補助金をふやすこと。
- 4 「障害程度区分認定」が利用制限につながらないようにすること。
- 5 制度の谷間に置かれている難病・発達障害・高次脳機能障害を含める総合的な制度とすること。

「日曜議会」を開催

今定例会の初日(2月20日)に、市長から施政方針が発表され、それに対する各党派からの代表質問を2月22日(日)に行いました。

日曜日ということで、平日よりも多数の傍聴者の方にお集まりいただきました(内訳は下記のとおり)。

今後も1人でも多くの方に傍聴していただけるよう努力し、開かれた議会を目指します。

傍聴者人数	年代別	集計	
20歳未満	4人	50歳代	11人
20歳代	1人	60歳代	19人
30歳代	2人	70歳代以上	11人
40歳代	9人		
合計			57人